様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　2月18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）よこはまのうぎょうきょうどうくみあい  一般事業主の氏名又は名称 　　横浜農業協同組合  （ふりがな）　　　やなぎした　けんいち  （法人の場合）代表者の氏名 　柳下　健一  住所　〒241-0821  神奈川県横浜市旭区二俣川１丁目６番地２１  法人番号　7020005004566  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＪＡ横浜　ＤＸビジョン・方針 | | 公表日 | 2024年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | （ＪＡ横浜公式ＨＰ）  https://ja-yokohama.or.jp/  （ＪＡ横浜　ＤＸビジョン・方針）  https://ja-yokohama.or.jp/cms/wp-content/themes/ja\_yokohama/ext/pdf/top/dxvision\_houshin.pdf  ＤＸビジョン・方針　P1～2 | | 記載内容抜粋 | ＪＡ横浜 行動指針「持続可能な地域農業の実現を目指し、農家、地域社会、役職員のみんながＨＡＰＰＹになれるＪＡを本気で作りだす」を実現するために、ＤＸビジョン「人の温かみとデジタル・ＩＴの力を融合し、都市農業ならではの強みや魅力がより発揮される姿を実現する」を定義。都市農業の特徴や昨今の気候変動等の外部環境変化に対し、デジタルとヒューマン（農家・ＪＡ職員）の両面で対処・解決していく志を込めている。なお、DXビジョンを実現するための戦略を7つのカテゴリーで設定し、推進している。  ①都市農業の強みを磨く②都市農業の悩みを解消する③横浜農家・農業の魅力の発信④コミュニケーション活性化⑤JA職員の生産性向上⑥インフラデータ基盤構築⑦デジタル人材育成。①～③はDXビジョンを分解した重点領域、④～⑦がビジョンを実現するための施策である。7カテゴリーを1つのフレームで表現することで、DXは経営ビジョンを実現する手法であることを意識づけている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である理事会での承認事項  2024年5月9日開催時にDX戦略の承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＪＡ横浜　ＤＸビジョン・方針  ＪＡ横浜　令和５年度版ディスクロージャー | | 公表日 | 2024年12月13日：ＪＡ横浜 ＤＸビジョン・方針  2024年7月25：ＪＡ横浜 令和5年度版ディスクロージャー | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | （ＪＡ横浜公式ＨＰ）  https://ja-yokohama.or.jp/  （ＪＡ横浜　ＤＸビジョン・方針）  https://ja-yokohama.or.jp/cms/wp-content/themes/ja\_yokohama/ext/pdf/top/dxvision\_houshin.pdf  ＤＸビジョン・方針　P3  （ＪＡ横浜　令和５年度版ディスクロージャー）  https://ja-yokohama.or.jp/ebook/disc/2024/index.html#page=1  農業振興活動　P14-17 | | 記載内容抜粋 | 「①都市農業の強みを磨く②都市農業の悩みを解消する③横浜農家・農業の魅力の発信」を以下のデータ活用を通じ実現する。  ・農地/農家別　生産品・生産数量や店舗での商品別 販売・廃棄量、市場価格情報を分析・提供し、多品種少量生産である都市農家の生産/販売計画の精度向上に取り組む  ・地力や農作物の生育状況データと天気予報情報を収集・分析し、適切な肥料散布計画や生育・収穫スケジュールの立案を支援。肥料の原材料高騰対応やベテラン農家の”暗黙知”をデータ分析することによるナレッジの伝播・若手農家の早期育成を実現する  ・InstagramなどのSNSデータ、直売所でのアンケートデータ、横浜市の運営する子育てアプリケーションデータなどを基に、横浜農家のプロモーション施策立案を進めている | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である理事会での承認事項  2024年5月9日開催時にＤＸ戦略の承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ＤＸビジョン・方針　P5 | | 記載内容抜粋 | システム管理部門から独立したＩＴ企画室を経営企画部門内に設立。さらに現場業務に造詣が深い職員よりＩＴリーダーを選抜・教育し現場ＤＸをリード |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ＤＸビジョン・方針　P4 P6 | | 記載内容抜粋 | 現業の農具・資材提供、技術指南、生産品販売に加えて、横浜農家の対外的なプロモーションやアグリテックツールの貸出・教育、直売所販売実績・出荷量データや土壌データを分析しアドバイザリーを行うことで農家の生産性向上を支援。さらに農技術教育コンテンツのデジタル化など活動領域を広げていく。また実現のための環境整備として以下のシステムを整えている。   1. 農家と地域住民やＪＡ横浜をつなぐコミュニケーションツールの導入 2. Microsoft365の導入とAzureデータ基盤の構築 3. 農家もアクセスできるkintoneの導入・活用　など |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＪＡ横浜　ＤＸビジョン・方針 | | 公表日 | 2024年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | （ＪＡ横浜公式ＨＰ）  https://ja-yokohama.or.jp/  （ＪＡ横浜　ＤＸビジョン・方針）  https://ja-yokohama.or.jp/cms/wp-content/themes/ja\_yokohama/ext/pdf/top/dxvision\_houshin.pdf  ＤＸビジョン・方針　P7 | | 記載内容抜粋 | 農家向け学習ツール　利用頻度・学習進捗率  大型スマート農業ツール/アグリテック利用農家数  など、11の指標を設定している |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月13日 | | 発信方法 | 公式ＨＰ上への記載、定期的に実施される組合長・経営陣が集まった常勤理事会の場でＤＸ戦略に基づく各取り組み状況を共有・発信している。  （ＪＡ横浜公式ＨＰ）  https://ja-yokohama.or.jp/  （ＪＡ横浜　ＤＸビジョン・方針）  https://ja-yokohama.or.jp/cms/wp-content/themes/ja\_yokohama/ext/pdf/top/dxvision\_houshin.pdf | | 発信内容 | ＪＡ横浜はこのような環境変化や農家の方々の問題に対応するべく、新たに「ＪＡ横浜ＤＸビジョン　人の温かみとデジタル・ＩＴの力を融合し、都市農業ならではの強みや魅力がより発揮される姿を実現する」を策定しました。  数年前より、農家や市役所の職員、そしてＪＡ横浜職員がスクラムを組み、デジタルやＩＴの力で農業の問題や農家の悩みを解決し、横浜全体の農業を大きく盛り上げようとする取り組みを進めています。若い農家や職員ほどアグリテックやスマート農業に加え、新しい販路拡大や農家固有の魅力発信にも大きな関心を持っています。  JA横浜は、策定した「ＪＡ横浜ＤＸビジョン」の元、農家とＪＡの力を結集しこれらの取り組みをさらに加速させてまいります。  なお、以下のような個別の取り組みに関しては都度、理事会内で発信を行っている  ・横浜農業のスマート農業化  ・ＡＩ活用　アイディアソン  ・組合員対応をする得意先係のkintone活用　など |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 24年　9月頃　～　　24年　10月頃 | | 実施内容 | 本申請にあたって、自己診断シートを活用し関係者間で現状・課題を確認した。また、定期的に実施するＩＴリーダー研修会を通じ、現場における情報システムのユーザー目線での課題抽出を行っている |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 23年　10月頃　～　24年　1月頃 | | 実施内容 | ＪＡグループの経営管理指針に基づいた内部統制システム基本方針、情報セキュリティ基本規程を定めセキュリティ対策を実施。また、監査法人トーマツ　リスクアドバイザリーによる外部監査も定期的に行っている。上記実施時期は直近で外部監査を実施した期間 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。